

誓 約 書

今般和歌山県の緊急小修繕に参加すべく登録申請書を提出しましたが、登録することが決定しました場合は、貴県における緊急小修繕に係る諸規定を厳守いたします。もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において修繕工事のやり直し、補償その他一切の責任をとることはもちろん、登録の取り消しを受けましても何等異存ありません。

以上誓約いたします。

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

記

- 1 緊急小修繕の発注及び見積依頼された場合において、正当な理由がなく、当該発注及び見積提出を拒否したとき。
- 2 見積依頼において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 3 故意に修繕工事を粗雑に処理し、又は修繕工事の履行に関し不正の行為をしたとき。
- 4 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- 5 修繕工事の施工に際し、県の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 6 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 7 修繕工事に関し、贈賄等の刑事事件を起こしたとき。
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 9 不渡手形の発行、債権差押等経営状況が著しく悪化したとき。
- 10 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 11 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
- 12 2号から5号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。